

サービス開始までの流れ

無 料

1 | 相談

お近くの社会福祉協議会(社協)にご相談ください。相談は無料です。相談内容の秘密は必ず守ります。



2 | 訪問

社協の担当者がお宅を訪問し、お困りのことなどをお伺いします。



3 | 支援計画作成・契約

専門員が本人の希望を伺いながら、支援計画書を提案し作成します。その計画で承諾いただければ契約します。



有 料

4 | 支援の開始

契約(支援計画)に基づいて生活支援員が支援を行います。



費用はいくらかかりますか？

相談や、支援計画をつくるのは無料です。契約を結んだ後の支援については利用料が必要です。

利用料

1時間まで…1,200円

(1時間を超える場合は30分ごとに600円が加算されます。)

その他の費用

- ◎交通費(実費)
- ◎貸金庫を利用する場合は利用料(実費)

安心して
ご利用いただく
ために



このサービス実施にあたっては…

第三者の方々で構成されている「運営適正化委員会」が、事業運営の監視をします。また、利用者からこのサービスについての苦情を受け付けています。

運営適正化委員会 ☎0952-23-2151

利用する方の判断能力の確認が必要な場合、専門的な立場で判断し、支援内容が適しているかどうか審査を行う「契約締結審査会」が設置されています。

お問い合わせご相談先

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
佐賀県 権利擁護・あんしんサポートセンター
〒840-0021 佐賀市鬼丸町7-18 ☎0952-23-2161

R4.3.31発行

福祉サービスを利用したいけど、
どうすればいいかわからない。

お金の使い方に不安がある。
支払いやお金の出し入れに
自信がない。



福祉サービス利用援助事業のご案内

こんなことで 困っていませんか？

通帳や印鑑の管理が心配。
どこにしまったか忘れてしまう。



郵便物の内容がわからない。

このようななやみを解決して

みなさまがあんしんして住み慣れた地域で

自分らしく生活が送れるよう

社会福祉協議会がお手伝いします。



社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
佐賀県 権利擁護・あんしんサポートセンター

福祉サービス 利用援助事業

とは？



あなたの暮らしの
“あんしん”をお手伝いする事業です。

福祉サービス利用援助事業は、日常生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用などについて、自分一人の判断で行うことに不安のある方が、地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の保管などをお手伝いします。

福祉サービスってなに？

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、知的障害者、精神障害者福祉サービスなどです。例えば、ホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなど様々なものがあります。

どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症の高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方など、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理をするのに不安のある方が対象となります。

※認知症の診断を受けている方や、療育手帳や保健福祉手帳を持っている方に限られるわけではありません。

※福祉サービスの利用に必要な金銭管理等を支援する事業なので、原則、福祉サービスの利用が必要です。

※病院に一時的に入院した場合でも、在宅に戻られる予定や、施設に入られる予定がある場合は契約可能です。

どんなサービスがあるの？

福祉サービスの利用のお手伝いをします。

福祉サービス利用援助事業サービス

福祉サービスを、あんしんして
利用できるように、お手伝いします。

- ◎ さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
- ◎ 福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ◎ 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- ◎ 福祉サービスの苦情を解決するための手続き

福祉サービス利用のお手伝いにあわせて、
次のようなサービスも利用できます。

日常的な金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない
お金の出し入れをお手伝いします。

- ◎ 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ◎ 病院への医療費の支払いの手続き
- ◎ 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- ◎ 生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き



書類等預かりサービス

大切な書類等を安全な場所でお預かりします。

- ◎ 保管できるもの

- ▶ 年金証書 ▶ 預貯金通帳
- ▶ 証書(保険証書・不動産権利証書・契約書等)
- ▶ 実印・銀行印 ▶ マイナンバー通知カード 等

※次のものは預かることができません。
宝石・書画・骨董品・貴金属類・有価証券等



どんな人が利用しているの？

本人の意思を尊重した
サポートをします。



Sさんは一人暮らしの高齢者です。最近では通帳などの紛失や物忘れが目立ち、近所のお友達への被害妄想も見られるようになってきました。頼れる家族はいませんが、施設には入らず、在宅での生活を続けたいと思っています。



この事業で通帳を預かり、生活支援員が月に1回訪問しています。訪問時には預金から生活費をおろし、郵便物の中で支払いの必要があるものは、一緒に確認して支払いの手伝いをします。今は、ホームヘルプやサロンも利用しながら在宅生活を続けています。今後、判断能力の低下が著しくなった場合は、成年後見制度の利用も検討します。

安定した生活ができるよう
サポートをします。



Aさんは一人暮らしをしながら地域の作業所で草刈りなどを行っています。身の回りのことは自分でできますが、計画を立てながらお金を使うことができません。また養育環境が十分でなく、社会経験に乏しいため、作業所での人間関係に悩んでいました。



生活支援員に毎週来てもらい、その週に使うお金について一緒に考えています。いずれは得意なことを活かして一般就労したいという本人の希望を実現できるよう、まずは自ら金銭管理ができるようになることを目標に支援を行っています。悩みを話せる相手ができたと、最近では笑顔も見られるようになってきました。